

第 68 回

定時株主総会招集ご通知



開催日時 平成29年6月28日(水曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時)

開催場所 東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 25階 「大輪」

議 案	
第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	株式併合の件
第3号議案	定款一部変更の件
第4号議案	取締役1名選任の件
第5号議案	補欠監査役1名選任の件

tam 株式会社東京自働機械製作所
証券コード 6360

資源節約のため、本招集ご通知をお持ち下さいますようお願い申し上げます。

・ 目次	
第68回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
計算書類	16
監査報告書	29
株主総会参考書類	31

証券コード 6360
平成29年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区岩本町3丁目10番7号
(東自機ビル)

株式会社 東京自働機械製作所
代表取締役社長 山 本 治 男

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 25階 「大輪」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第68期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告および
計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.tam-tokyo.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による景気対策等により企業収益や雇用環境の改善が見られ、穏やかな景気回復基調が継続しているものの、新興国の景気減速や中東、東アジアにおける地政学的リスクや為替動向など、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済情勢の下、当社は全社を挙げて業績の確保に努めた結果、当事業年度における売上高は75億6千7百万円（前年同期89億9千9百万円、15.9%減）となりました。

利益面では、昨年度に比べ売上高の減少から営業利益、経常利益は減少したものの、継続的な原価低減や経費削減に努め営業利益2億7百万円（前年同期3億6千万円、42.3%減）、経常利益3億5千1百万円（前年同期5億3百万円、30.2%減）となりました。当期純利益は、法人税額が減少したこと等から2億6千6百万円（前年同期1億6千2百万円、64.0%増）となりました。

各セグメント別の業績は次のとおりであります。

包装機械部門におきましては、前年度に引き続き菓子・食品業界向けの贈答用包装機械や、包装ラインシステムが堅調に推移したものの、たばこ関連機械が減少したことから、売上高51億3千3百万円（前年同期52億1千8百万円、1.6%減）となりました。当部門のセグメント利益は、販管費の低減はあったものの新製品開発等で原価率が上昇したことから2億6千7百万円（前年同期4億3千万円、37.9%減）となりました。

生産機械部門におきましては、大型プロジェクト案件が一段落したことから、売上高24億3千3百万円（前年同期37億8千万円、35.6%減）となり、当部門のセグメント利益は4億4千7百万円（前年同期5億6百万円、11.7%減）となりました。

また、共通費は5億7百万円（前年同期5億7千7百万円、12.1%減）となりました。

(単位：百万円)

	売 上 高	営 業 費 用	営 業 利 益
包 装 機 械	5,133	4,866	267
生 産 機 械	2,433	1,986	447
共 通 費	—	507	△507
合 計	7,567	7,359	207

(2) 設備投資等の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は1億2千万円であり、その主なものは次のとおりであります。

①当事業年度中に完成した主要設備

当事業年度中に完成した設備投資の主なものは、当社本社における空調・LED照明のリース資産8千4百万円であります。

②当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充

当事業年度における重要な継続中の主要設備の新設、拡充はありません。

③重要な固定資産の売却、撤去、滅失

当事業年度における重要な固定資産の売却、撤去、滅失はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において増資または社債の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、穏やかな景気回復基調にあるものの、先行き不透明な状況が継続しております。

このような状況の下、当社は、「包装機械メーカー」から「包装価値創造企業」へ脱皮することを継続的に目指しており、その実現に向け、企業体質を強化し環境変化に柔軟に対応しうる企業となるべく以下の諸課題達成を基本方針に掲げております。

当社が対処すべき課題は、①包装機械事業の拡大と生産機械事業の維持継続で目標売上高と安定利益を確保し、財務体質の強化を図る。②海外市場に向けた商品開発の推進、ならびに海外製造拠点の更なる強化を含め、海外事業を拡大する。③重点事業であるラインシステム事業、ペーラーシステム事業、粉体事業への取組を強化継続する。④目標コスト管理の徹底、顧客要求品質の実現に向けた施策により、コストならびに品質面における競争力を強化する。⑤次世代人材育成を含め、営業提案力、設計開発力、生産技能強化を柱とする人材育成を継続実施する。であり、これらの達成により企業力を高め、継続的な成長を目指す所存です。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成26年3月期 第65期	平成27年3月期 第66期	平成28年3月期 第67期	平成29年3月期 第68期 (当事業年度)
売上高 (百万円)	8,188	7,812	8,999	7,567
経常利益 (百万円)	158	390	503	351
当期純利益(百万円)	120	298	162	266
1株当たり純資産額	192円44銭	230円50銭	238円83銭	262円56銭
1株当たり当期純利益	8円36銭	20円72銭	11円30銭	18円54銭
総資産 (百万円)	8,188	11,366	9,771	8,951
純資産 (百万円)	2,773	3,320	3,438	3,779

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除)に基づき算出しております。

(6) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

事業区分	主 要 製 品
包 装 機 械	(フィルム包装機)フィルム上包機、高密封性フィルム上包機、集積上包機、CD・DVD包装機、ボックスティッシュ包装機、トイレットロール包装機 (製袋充填機)バラ物製袋充填機、粉末製袋充填機 (紙包装機)銘産品・贈答品包装機、印刷物クラフト上包機 (計量・充填機)オーガー充填機、容器充填機 (カートナー)高速カートナー、間欠式カートナー、ダンボール詰機、製函機、バックケースシステム、パッケージングロボット (リサイクル機械)古紙圧縮梱包機、非鉄金属圧縮梱包機、廃棄物処理機(たばこ機械)たばこフィルタープラグ供給装置、ほか
生 産 機 械	各種検査装置、組立機械、生産ライン等のアッセンブリ、ほか

(7) 主要な事業所 (平成29年3月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都千代田区	福 岡 営 業 所	福岡県福岡市
大 阪 営 業 所	大阪府大阪市	札 幌 営 業 所	北海道札幌市
名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋市	柏 工 場	千葉県柏市

(8) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

当期末従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢	平均勤続年数
241（67）	1（△1）	42.3歳	19.6年

（注）従業員数は就業人員であり、パートおよび嘱託は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先（平成29年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社商工組合中央金庫	320 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	200
株式会社千葉銀行	90
株式会社高知銀行	58
明治安田生命保険相互会社	50

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,520,000株
- (3) 株主数 1,470名
- (4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本たばこ産業株式会社	2,700千株	18.76%
明治安田生命保険相互会社	776千株	5.39%
みずほ信託銀行株式会社	695千株	4.83%
株式会社みずほ銀行	653千株	4.54%
佐藤保寿	642千株	4.46%
東自協会持株会	612千株	4.26%
株式会社三菱東京UFJ銀行	460千株	3.20%
東京施設工業株式会社	327千株	2.27%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	306千株	2.13%
東自機社員持株会	277千株	1.93%

（注）持株比率については、自己株式（126,798株）を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 本 治 男	東京施設工業(株) 取締役 (株)日本包装リース 取締役 PT TAM PACKAGING ASIA CEO (有)東祐 取締役
取 締 役	清 水 政 彦	製造担当兼CS部長
取 締 役	垣 内 真	総務・経理・特機・たばこ機械担当 (有)東祐 取締役
取 締 役	佐 藤 康 公	海外事業担当兼国際部長 PT TAM PACKAGING ASIA 取締役
取 締 役	長 友 康 夫	
取 締 役	中 村 洋 一	
監 査 役（常 勤）	小 嶋 甲子雄	
監 査 役	山 口 秀 夫	
監 査 役	前 田 剛 介	日空工業(株) 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役長友康夫、中村洋一の各氏は、社外取締役であります。なお、当社は長友康夫、中村洋一の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役山口秀夫、前田剛介の各氏は、社外監査役であります。なお、当社は山口秀夫、前田剛介の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- ①平成28年6月28日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって、監査役鈴木晃氏は辞任により退任いたしました。
 - ②平成28年6月28日開催の第67回定時株主総会において、小嶋甲子雄氏は監査役に選任され就任いたしました。
4. 東京施設工業株式会社は、当社の事業の一部と同一の部類に属する事業を行っております。
5. PT TAM PACKAGING ASIA は、当社の事業の一部と同一の部類に属する事業を行っております。

6. 当社は、経営の合理化と意思決定の迅速化を図ってまいりましたが、監督機能と業務執行機能を制度的に分離し、業務執行の役割と責任を明確化し、その体制を強化するため執行役員制度を導入しております。

[執行役員の場合]

役名	氏名	職名
執行役員	清水政彦	製造担当兼CS部長
執行役員	垣内真	総務・経理・特機・たばこ機械担当
執行役員	佐藤康公	海外事業担当兼国際部長
執行役員	太田直人	国内事業担当兼営業部長
執行役員	佐藤義和	設計開発部長

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	人数	支給額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	52,569千円 (4,764千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	15,170千円 (7,525千円)
合計	10名	67,739千円

(注)取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員に関する事項

- ・監査役前田剛介氏は、日空工業株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社は日空工業株式会社との間に特別の関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会および監査役会への出席状況

区 分	監 査 役 会		取 締 役 会	
	出席/開催回数	出席率	出席/開催回数	出席率
取 締 役 長 友 康 夫	—	—	10/10回	100%
取 締 役 中 村 洋 一	—	—	10/10回	100%
監 査 役 山 口 秀 夫	13/13回	100%	10/10回	100%
監 査 役 前 田 剛 介	13/13回	100%	10/10回	100%

ロ. 取締役会および監査役会での発言状況

- ・取締役長友康夫氏は、取締役会において主に企業経営の豊かな経験に基づいて、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
- ・取締役中村洋一氏は、取締役会において主に企業経営の豊かな経験に基づいて、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
- ・監査役山口秀夫氏は、取締役会において主に企業経営の豊かな経験に基づいて、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
監査役会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項等の協議を行っております。
- ・監査役前田剛介氏は、取締役会において主に企業経営の豊かな経験に基づいて、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
監査役会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項等の協議を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員である各氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	17,250千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,250千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役からの報告を通じて、監査内容、監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められた場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（内部統制システム整備の基本方針）を定め基準・規程類を作成し、体制の整備と運用を図っております。

当社は、本方針について適宜見直しを行い継続的な改善を図ってまいります。

(1) 内部統制システム整備の基本方針

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 社は、全社員の行動規範を定めた「行動指針」及び「コンプライアンス方針」の周知徹底を図る。

ロ. 取締役は、取締役の業務執行に関する法令、定款及びその他諸規程に違反する行為を未然に防止するため、相互に職務執行を監督する。取締役が、他の取締役の法令、定款に対する違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告し、是正を図る。

ハ. 法令違反その他コンプライアンスに関する事実について社内報告できる体制として、社内の通報窓口と社外弁護士を直接の情報受領者とする社内通報システムを「社内通報規程」に基づき運用する。

ニ. コンプライアンス委員会は、コンプライアンス推進状況を把握し、コンプライアンス推進に関する重要事項を審議決定する他、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する報告がされた場合は、事実に基づいて状況を把握し、必要に応じ弁護士等外部機関と連携を取り、対応策を検討・立案し、取締役会に報告し、取締役会にて審議・決定する。

ホ. 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、定期的に「行動指針」及び「コンプライアンス方針」、その他関連諸規定の教育・啓蒙とその遵守状況を内部監査し、内部監査の結果を取締役会及び監査役会に報告する。内部監査室は、法令・定款に違反する状況を発見した場合、事実をコンプライアンス委員会へ報告する。

ヘ. 内部監査室は、他の執行部門から独立した部門とする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、保存すべき文書（電磁的媒体を含む）の種類と範囲、保存期間、保存場所及び管理責任者等を定めた「情報管理規程」に従い、適切に文書の保存及び管理を行う。取締役及び監査役はいつでもこれらの文書を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規程」に基づき、発生が想定される個々のリスクについて、その未然防止に努めるとともに、社内外の状況を考慮し抽出された新たなリスクへの対応を含むリスク管理体制の見直しと継続的な改善を図る。リスク管理の状況は、取締役会に報告され、取締役会は、報告されたリスクの発生に伴う経営目標に対する影響について評価する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、中期経営計画及び年度事業計画を策定する。各取締役は、目標の達成に向け業務を推進する。
- ロ. 取締役、執行役員、部門長及び常勤監査役の出席による業務会議を月1回以上定例開催し、業務執行進捗状況、業績目標の達成度、業務執行上の課題、商品・技術開発、コンプライアンスの状況等について報告、審議、決定することで、適宜、適切な職務執行を確保する。
- ハ. 業務会議で審議された事項のうち、「取締役会規則」で定める重要事項については、取締役会で審議・決定される。
- ニ. 取締役の職務の執行は、必要に応じて役員諸規定、組織管理規程等関連諸規定を見直すことにより、効率性を確保する。

⑤ 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. グループ会社における業務の適正を確保するため、定期的に「社内規程」に基づく、グループ会社経営協議会を開催し、グループ会社の取締役等の参加により、グループの経営状況、コンプライアンス状況、その他経営課題等について協議する。
- ロ. 担当取締役は、グループ会社の業績、財務、コンプライアンス状況、その他経営課題等について、定期的に取締役会に報告する。
- ハ. 取締役は、グループ会社の法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、監査役に報告する。
- ニ. 当社の内部監査室は、グループ会社の内部監査を実施する。

⑥ 財務報告及び資産保全の適正性確保のための体制

- イ. 当社は、財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制を整備する。
- ロ. 内部監査室は、財務報告に係る内部統制の内部監査を行い、内部監査の結果を取締役会へ報告する。

ハ. 当社は、資産の取得、使用、処分が適正になされるために必要な体制を整備する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ. 監査役が必要と認めその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、取締役会は、監査役と協議の上使用人を指名することができる。

ロ. 指名された使用人に対する指揮命令権限は監査役に委譲されたものとし、取締役、その他使用人は、当該使用人に対する指揮命令権限を有しない。また、当該使用人に対する評価は、監査役が行うものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び使用人は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、業務会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、コンプライアンス委員会の報告、内部監査室の報告、重要な月次報告、その他必要な重要事項を監査役に報告するものとする。

ロ. 監査役に報告を行った者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

ハ. 常勤監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び業務会議等重要会議に出席する。

ニ. 監査役は、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

ホ. 監査役が、その職務の執行について、所要の費用の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を支払うものとする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役、執行役員、部門長、内部監査室並びに会計監査人と定期的な意見交換を行い、適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組みの状況

当社は、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を当事業年度において2回開催し、コンプライアンス推進状況を把握し、コンプライアンス推進に関する重要事項を審議決定しております。また、法令・定款違反及び内部通報事案等その他コンプライアンスに関する事案について、事実に基づいた状況を把握し、再発防止策等を協議しております。また、コンプライアンス意識向上のため、社内報等によりコンプライアンスの重要性を周知し、社内教育を定期的を実施しております。

② 損失の危険の管理に関する取組みの状況

当社は「危機管理規程」に基づき、発生が想定される個々のリスクについて、その未然防止に努めるとともに、社内外の状況を考慮し抽出された新たなリスクへの対応を含むリスク管理体制の見直しと継続的な改善を図っております。

③ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組みの状況

当社は、グループ会社における業務の適正を確保するため、当事業年度においてグループ会社の取締役等が参加するグループ会社経営協議会を10回開催し、グループの経営状況、コンプライアンス状況、その他経営課題等について協議しております。

④ 取締役の職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

当社は「取締役会規則」に基づき、当事業年度において取締役会を10回開催し、業務執行の意思決定及びその監督を行っております。また、社外取締役は独立的・客観的立場から取締役会に対する監督を行うとともに、豊富な知識と経験に基づき、業務執行に関して適格な指摘、発言を行っております。

⑤ 監査役監査の実効性の確保に関する取組みの状況

監査役は、当社及び当社グループの役職員に対し監査に必要な情報について報告を求めるとともに、重要会議への出席や稟議書等の閲覧により監査の実効性を確保しております。また、会計監査人や内部監査室と定期的な意見交換を行い、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

(3) 反社会的勢力排除に関する取組み

この他当社では、反社会的勢力排除に向けて以下の取組みを行っております。

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体には毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

「行動指針」の一項として、『わが社は社会のため、社会の一員として、法令・倫理・社会規範を遵守します。』と明記し、コンプライアンスについて全社に周知徹底を図っております。

また、コンプライアンス方針に『反社会的勢力・団体には毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。』と明記して、全社員に徹底しております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ. 反社会的勢力に対する全社の対応窓口は総務・人事課とし、総務部長が不当要求防止責任者として統轄管理をしております。また、各事業所の状況については、総務・人事課長が情報収集し適切な指示を行っております。

ロ. 外部の専門機関との連携として、反社会的勢力の関与があった場合は、総務・人事課長が事態の状況により関係団体・警察署・弁護士などに相談し、適切な助言・指示を受けて解決するようにしております。

ハ. 反社会的勢力に関する情報はグループ会社と共有し、自社の事業所での発生状況については、総務・人事課長が一元管理しております。

ニ. 反社会的勢力に対して適切に対応するように「反社会的勢力防衛マニュアル」を作成し、従業員に配布して教育しております。

ホ. 反社会的勢力に対する対応について研修を行い、対応力を高めております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	金 額	科 目	金 額		
流動資産	4,374,804	流動負債	3,151,098		
現金及び預金	1,096,665	支払手形	280,921		
受取手形	126,526	買掛金	1,327,774		
電子記録債権	247,006	一年内返済長期借入金	165,200		
商品及び製品	1,364,701	リース債権	131,872		
仕掛品	433,835	未払金	95,705		
原材料及び貯蔵品	925,784	未払費用	66,177		
前払費用	9,765	未払法人税等	16,097		
前払消費税	53,177	前受金	752,780		
未収消費税	25,764	賞与引当金	32,102		
繰延税金資産	11,526	品質保証引当金	215,292		
その他資産	118,079	固定負債	67,173		
貸倒引当金	10,898	社債	2,021,620		
	△48,924	長期借入金	300,000		
固定資産	4,576,958	長期未払金	552,900		
有形固定資産	2,147,147	リース債権	9,782		
建物	343,513	リース債権	115,404		
構築物	15,775	預り保証金	89,871		
機械及び装置	120,519	退職給付引当金	880,902		
車両及び運搬具	138	環境対策引当金	14,273		
工具器具備品	7,215	繰延税金負債	58,485		
リース資産	147,405				
土地	1,512,578	負債合計	5,172,719		
無形固定資産	56,782	純資産の部			
ソフトウェア	28,738	株主資本	3,034,818		
リース資産	10,616	資本剰余金	954,000		
借地の他	17,320	資本剰余金	456,280		
	107	資本準備金	456,280		
投資その他の資産	2,373,028	利益剰余金	1,646,670		
投資有価証券	1,633,554	利益準備金	238,500		
関係会社株	14,093	その他利益剰余金	1,408,170		
関係会社長期貸付	100,000	別途積立金	500,000		
長期前払費用	29,417	繰越利益剰余金	908,170		
差入保証金	44,921	自己株式	△22,132		
保険積立	647,622	評価・換算差額等	744,225		
その他の他	3,420	その他有価証券評価差額金	744,225		
貸倒引当金	△100,000	純資産合計	3,779,043		
資産合計	8,951,763	負債及び純資産合計	8,951,763		

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,567,523
売上原価	5,846,800
売上総利益	1,720,723
販売費及び一般管理費	1,512,889
営業利益	207,833
営業外収益	
受取利息及び配当金	40,838
受取賃貸料	171,978
その他	39,282
営業外費用	
支払利息	9,805
社債利息	3,552
不動産賃貸費用	82,942
その他	12,463
経常利益	351,169
特別利益	
関係会社株式売却益	3,389
補助金収入	35,105
特別損失	
関係会社株式評価損	7,659
税引前当期純利益	382,004
法人税、住民税及び事業税	81,098
法人税等調整額	33,984
当期純利益	266,921

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	954,000	456,280	238,500	500,000	698,836	1,437,336
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△57,587	△57,587
当 期 純 利 益					266,921	266,921
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	209,334	209,334
当 期 末 残 高	954,000	456,280	238,500	500,000	908,170	1,646,670

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△21,614	2,826,002	612,438	612,438	3,438,440
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△57,587			△57,587
当 期 純 利 益		266,921			266,921
自 己 株 式 の 取 得	△518	△518			△518
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			131,787	131,787	131,787
当 期 変 動 額 合 計	△518	208,815	131,787	131,787	340,603
当 期 末 残 高	△22,132	3,034,818	744,225	744,225	3,779,043

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品・製品・仕掛品……………先入先出法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料……………移動平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法

(3) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～50年
機械及び装置	12年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

期末現在に有する売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

品質保証引当金

製品売上計上後、当該製品の品質水準向上を求める顧客の要請に応じて発生する運転調整費用等の追加原価の支払に備えて、過去の実績率等に基づき算出した発生見積額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によりポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を処理することが義務付けられているため、当該処理に要する費用の見積額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

売上高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

（ヘッジ手段）為替予約

（ヘッジ対象）外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

外貨建取引等の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引とヘッジの手段とした為替予約取引は重要な条件が同一ですので、有効性判定を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更に関する注記)

前事業年度において「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」については、今後、重要性が増していくことが予想されるため、当事業年度より区分掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建 物	52,190千円
機械及び装置	0千円
土 地	110,296千円
投資有価証券	367,891千円
計	530,377千円

担保付債務は次のとおりであります。

一年内返済長期借入金	111,600千円
長期借入金	458,500千円
計	570,100千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,760,399千円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	49,033千円
長期金銭債権	100,000千円
短期金銭債務	43,745千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	6,126千円
関係会社からの仕入高・外注費	441,012千円
営業取引以外の取引による取引高	30,668千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末日における発行済株式の数

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 の株式数 (千株)
普通株式	14,520	—	—	14,520

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 の株式数 (千株)
普通株式	123	3	—	126

(注) 自己株式の増加は単元未満株式の買取による増加分であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成28年6月28日開催の第67回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金総額 57百万円
- ・1株当たりの配当額 4円
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月29日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

- ・配当金総額 57百万円
- ・1株当たりの配当額 4円
- ・基準日 平成29年3月31日
- ・効力発生日 平成29年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産（流動）

賞与引当金	66,439千円
品質保証引当金	20,730千円
その他	45,745千円
計	132,914千円

繰延税金資産（固定）

退職給付引当金	269,861千円
貸倒引当金	30,620千円
その他	21,761千円
計	322,242千円

繰延税金資産小計 455,156千円

評価性引当額（流動） △14,835千円

評価性引当額（固定） △52,273千円

繰延税金資産合計 388,048千円

2. 繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金負債（固定）

その他有価証券評価差額金	△328,455千円
--------------	------------

繰延税金負債合計 △328,455千円

繰延税金資産の純額 59,593千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。また、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、関係会社に対し長期貸付を行っております。

投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的な時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握することにより当該リスクを管理しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、借入金及び社債の用途は運転資金であります。営業債務、借入金及び社債は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金計画を作成・変更する等の方法により当該リスクを管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。ヘッジ会計の方法等については、上記「6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項、(1) ヘッジ会計の方法」に記載しております。デリバティブ取引は、取引権限等を定めた社内規程に従い、実需の範囲で行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（(注2)をご参照下さい。）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,096,665	1,096,665	—
(2) 受取手形	126,526	126,526	—
(3) 電子記録債権	247,006	247,006	—
(4) 売掛金	1,364,701	1,364,701	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	1,609,117	1,609,117	—
(6) 関係会社長期貸付金 貸倒引当金 (※)	100,000 △100,000		
(7) 関係会社株式	—	—	—
資産計	4,444,016	4,444,016	—
(8) 支払手形	280,921	280,921	—
(9) 買掛金	1,327,774	1,327,774	—
(10) 社債	300,000	302,932	2,932
(11) 長期借入金 (一年内返済長期借入金を含む)	718,100	720,118	2,018
(12) リース債務	247,277	242,779	△4,497
負債計	2,874,073	2,874,526	453
(13) デリバティブ取引	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

(※) 関係会社長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの株式の時価については、取引所の価格に基づき記載しております。

(6) 関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金については、当社の関係会社に対する貸付金であり、個別に貸倒見積額を算定し、貸倒引当金を設定しております。

(8) 支払手形、(9) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) 社債、(11) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、当該長期借入金の一部は、複合金融商品であるキャンセルラブルローン（期限前特約権の行使による期限前解約特約付）であります。その時価は長期借入金の時価に含めて算定しております。

(12) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(13) デリバティブ取引

複合金融商品であるキャンセルラブルローン（期限前特約権の行使による期限前解約特約付）は、長期借入金の時価に含めて算定しております。（上記（11）をご参照下さい。）

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	38,530

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」及び「(7) 関係会社株式」には含めておりません。

当事業年度において、非上場株式について7,659千円減損処理を行っております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸オフィスビル等（土地を含む）を有しております。

なお、賃貸オフィスビルの一部は、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価
賃貸等不動産	347,534	277,000
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	1,160,175	1,400,000

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づき社外の不動産鑑定士によって算定された金額であります。ただし、直近の評価時点から一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

(持分法損益等に関する注記)

関連会社に関する事項

関連会社に対する投資の金額	12,693千円
持分法を適用した場合の投資の金額	393,491千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	9,181千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	東京施設工業(株)	千葉県富里市	50,000千円	機械製造業	(所有)直接26.9%	当社包装機械の製造等 役員の兼任1名	商品仕入・外注費	438,235	支払手形	43,212
							貸貸収入	25,853	預り金	533
関連会社	PT TAM PACKAGING ASIA	インドネシアジャカルタ	1,000千US\$	包装機械製造	(所有)直接49.0%	当社包装機械の製造等 役員の兼任2名	資金貸付 受取利息	— 1,499	関係会社 長期貸付金 未収金	100,000 582

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含みます。
 2. 取引条件および取引条件の決定方針
 上記取引については、市場価格を参考に決定しております。
 3. PT TAM PACKAGING ASIA への貸付金に対し、100,000千円の貸倒引当金を設定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	262円56銭
2. 1株当たり当期純利益	18円54銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 5 月 10 日

株式会社 東京自働機械製作所
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員	公 認 会 計 士	吉 田 光 一 郎	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公 認 会 計 士	佐 山 正 則	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京自働機械製作所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、関係会社については、関係会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて関係会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその関係会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び東陽監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

株式会社 東京自働機械製作所	監査役会
常勤監査役 小嶋 甲子雄	㊟
監査役 山口 秀夫	㊟
監査役 前田 剛介	㊟

(注) 山口秀夫、前田剛介は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本としております。

第68期の期末配当につきましては、方針に則りまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金4円
配当総額 57,572,808円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月29日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式の併合を行うものであります。

2. 株式併合の内容

① 併合する株式の種類および割合

当社の発行する普通株式について、10株を1株の割合で併合いたします。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数に応じて交付いたします。

② 株式併合が効力を生じる日

平成29年10月1日

③ 効力発生日における発行可能株式総数

4,000,000株

3. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件といたします。なお、その他手続上の必要事項につきましては、取締役会に一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 第2号議案「株式併合の件」が承認可決することを条件として、現行定款第6条が規定する発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて減少させるとともに、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応して当社株式の売買単位を100株とするため、現行定款第8条に規定する単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。
- ② 上記①の変更の効力は、第2号議案の株式併合の効力発生日をもって生ずるものとする旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、株式併合の効力発生日をもってこれを削除いたします。
- ③ 「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が、平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第31条および第42条の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第31条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000</u> 万株とする。	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>400</u> 万株とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第31条</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第42条</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第31条</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第42条</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p><u>第 1 条 第 6 条および第 8 条の変更は、平成29年10月 1 日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>

第4号議案 取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役清水政彦氏が辞任されますので、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本定時株主総会において選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより現任取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
おおた なおひと 太田直人 (昭和34年4月21日生)	昭和57年4月 当社入社 平成21年6月 当社営業部長 平成25年4月 当社執行役員営業部長 平成28年6月 当社執行役員国内事業担当兼営業部長 現在に至る	5,371株
<p><取締役候補者とした理由> 太田直人氏は、入社以来営業の業務に係り、平成21年6月から営業部長として包装機械の販売を統括し、平成25年4月からは執行役員営業部長を務めております。この間、豊富な経験を活かし、リーダーシップを発揮し当社包装機械事業の発展に貢献してきました。 これらのことから、当社の更なる企業価値の向上のために経営を担う適切な人材と判断し、新たに取締役選任をお願いするものであります。</p>		

(注) 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

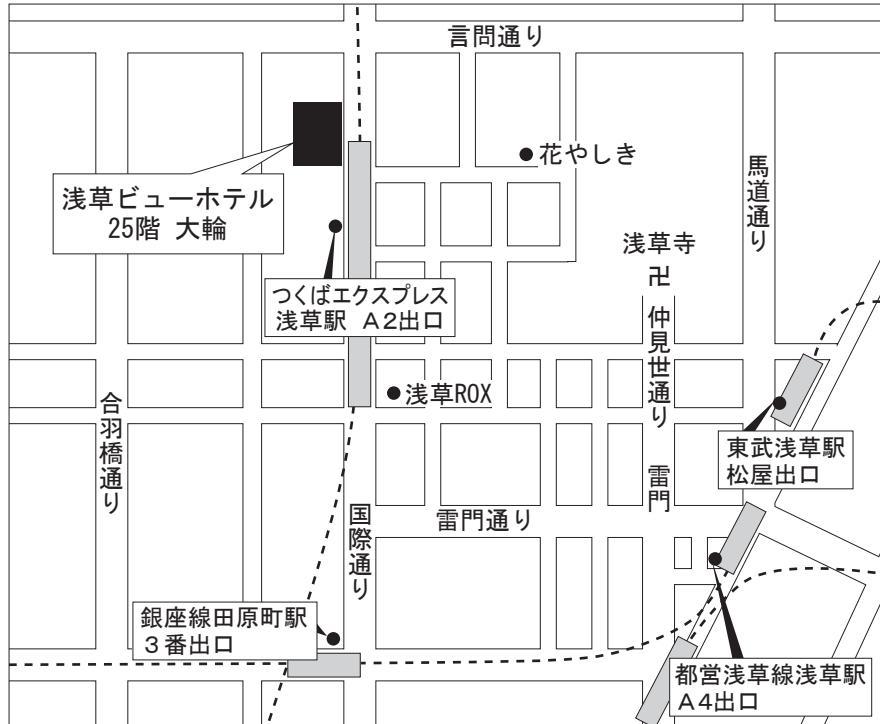
氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
いなば よしひさ 稲葉 欣久 (昭和15年10月25日生)	昭和47年6月 税理士登録 昭和50年3月 公認会計士登録 昭和57年9月 東陽監査法人入所 昭和58年5月 株式会社カスミ監査役就任 平成13年5月 同社監査役退任 平成21年8月 東陽監査法人退所 平成21年9月 公認会計士事務所開設 現在に至る	一株
<p><補欠の社外監査役候補者とした理由> 稲葉欣久氏は、長年、公認会計士として企業会計に精通されており、企業の社外監査役を経験されて、会社経営全般について十分な見識を有しておられることから、当社の監査役として職務を適切に遂行していただけると判断しており選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 稲葉欣久氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、その責任の原因となった職務遂行について、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、法令に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しており、稲葉欣久氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で本契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 25階「大輪」



- 交 通
- | | | | |
|-------------|--------|--------|---------|
| つくばエクスプレス | 「浅草駅」 | A 2 出口 | 徒歩 1 分 |
| 東京メトロ銀座線 | 「田原町駅」 | 3 番出口 | 徒歩 7 分 |
| 東武スカイツリーライン | 「浅草駅」 | 松屋出口 | 徒歩 10 分 |
| 都営地下鉄浅草線 | 「浅草駅」 | A 4 出口 | 徒歩 13 分 |